

ユネスコ無形文化遺産 「和食；日本人の伝統的な 食文化－正月を例として－」 の理解を広める活動を行います

平成28年4月1日
一般社団法人和食文化国民会議

「和食；日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」(以下「和食文化」という)は、悠久の歴史と四季折々の自然などにもとづき、多様な季節の食材、健康的な栄養バランス、季節の表現、年中行事との密接な関わり等とともに発展してきたものであり、平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されました。

一方で、食の多様化、簡便化等の影響を受け、国内においては和食文化の存在感が薄れつつあります。このため、和食文化の関係者が一丸となって、国民のみなさまに和食文化の魅力を再認識してもらい、和食文化が継承されていくよう取り組んでいく必要があります。その際、和食文化が「ユネスコ無形文化遺産」であることは、国民に対する大きなアピールポイントであり、最大限活用していきたいところですが、無形文化遺産保護条約の趣旨から外れないようにする必要があります。

そのため、和食会議は、関係者のみなさまにユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化の内容及び無形文化遺産保護条約の趣旨を知り、ただく活動を行なうため、保護・推進助言委員会を立ち上げました。

和食文化が無形文化遺産であり続けられるようご理解、ご協力をお願いします。

みなさまにご理解いただきたいポイント

- ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化は、「食の生産から、加工、準備及び消費に至るまでの技能や知識、実践や伝統に係る包括的な社会的慣習」として登録されたものです。つまり、特定の料理や食材、行事等が登録されたものではありません。
- そのため、
特定の商品等を無形文化遺産に登録された和食であると表示することは、誤りとなります。

和食会議がみなさまの活動をサポートします

解説します

和食文化の利用にあたって、守っていただきたいポイントを理解していただくため、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化や無形文化遺産保護条約の考え方について、希望者に対して研修等を行います。(交通費、資料代等の実費はご負担いただきます)

事前相談をお受けします

ユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化に関する表現・表記について、不安なことがあれば下記連絡先までご連絡ください。相談をお受けします。

適切な表現となるよう当会から助言させていただきます

「和食」という表記をユネスコ無形文化遺産に関連させて用いている広告等で、無形文化遺産保護条約の趣旨から外れた表記となっているものについては、より適切な表現となるよう助言させていただきます。和食文化が無形文化遺産であり続けるためには、みなさまのご理解のもと、適切な表現による利用が重要となります。ご協力をよろしくお願い致します。

※詳しくは、<http://washokujapan.jp>をご覧ください。

一般社団法人和食文化国民会議 保護・推進助言委員会

〒110-0015 東京都台東区東上野1丁目13-2 成田第2ビル 4B

Tel: 03-5817-4915 / Fax: 03-5817-4916